



「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」が始まります

全国民生委員児童委員連合会では毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定めており、県内を含む全国各地で関係者の皆様による様々な取組が行われます。

1 実施期間

令和元年5月12日(日)から5月18日(土)までの1週間

2 目的

全国23万人の民生委員・児童委員が様々なPR活動等を展開することにより、民生委員・児童委員の存在やその活動について一層の理解促進を図り、委員活動の充実につなげていくことを目的としています。

3 県下各地で行われる主な取組

- 市町村の広報紙やケーブルテレビ等で民生委員・児童委員の日のPRや活動の周知
- 訪問活動の強化
- 児童の登下校の見守りやあいさつ運動への参加

※詳細は全国民生委員・児童委員連合会ホームページをご覧ください

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/2019032601/>

4 民生委員・児童委員の主な活動内容

- 地域住民の生活状態把握・見守り活動
- 生活相談・助言
- 福祉サービスの情報提供
- 災害時要援護者の避難支援
- 特殊詐欺被害防止啓発活動
- 生活困窮者の発見及び自立支援機関への橋渡し
- 要保護児童の発見・支援 など

※「民生委員・児童委員」とは・・・

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱され、住民からの相談に応じるとともに必要な援助を行う無報酬のボランティアです。長野県では5,274人(定数)の委員が担当する地区において活動しています。

※「民生委員・児童委員の日」とは・・・

民生委員制度は、大正6(1917)年、岡山県で創設された「済世顧問制度」を源としています。この済世顧問制度の設置に関する規程が交付されたのが同年5月12日であることから、この日を「民生委員・児童委員の日」としているものです。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】



健康福祉部地域福祉課福祉人材係
 (課長)町田直樹 (担当)福嶋史皓
 電話 026-235-7129 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2338
 FAX 026-235-7172
 E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp